

公共施設利用予約システム導入に伴う 手続き変更の概要

大田すこやかスポーツ広場版

令和3年3月

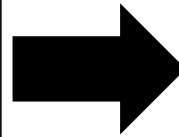


団体登録

これまでの手続き

- ① 団体登録申請書
- ② 団体加入者名簿

をスポーツ課に提出
(1年ごとに更新)



新しい手続き

- ① 公共施設利用予約システム
利用者登録申請書
- ② 大田すこやかスポーツ広場
使用団体の活動状況調
(団体加入者名簿含む)

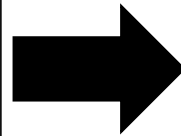
をスポーツ課に提出
(1年ごとに更新)



使用申請

これまでの手続き

- ①使用調整及び台帳作成
 - ・使用調整の結果に基づき連絡会が台帳を作成し、大田公民館受付に設置する。
 - ②随時予約
 - ・使用調整後に予約が入っていない時間帯については、大田公民館受付に設置された台帳に記入し、予約及び使用する。
- 【優先予約】**
- ・大会の開催等に伴う優先予約については、使用調整会議において確認の上、優先的に予約枠を確保する。



新しい手続き

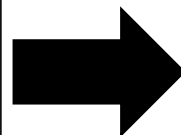
- ①使用調整及び予約システム入力
 - ・使用調整後、連絡会からスポーツ課に使用調整結果を送付し、スポーツ課が公共施設利用予約システムに予約入力する。
 - ②抽選予約
 - ・使用調整後に予約が入っていない時間帯については、使用月1か月前の1日から10日までに公共施設利用予約システムにより各団体が抽選申込を申し込む。
 - ③随時予約
 - ・使用月1か月前の20日以降で施設に空きがある場合は、使用日前日まで公共施設利用予約システムにより各団体が予約を申し込む。
- 【優先予約】**
- ・大会の開催等に伴う優先予約については、使用調整会議において確認の上、優先的に予約枠を確保する。
 - ・予約システムへの入力は①と同様とする。



使用取消

これまでの手続き

- ・使用しないことが決まった時点で台帳を見え消し修正し、予約の取消しを行う。



新しい手続き

- ・使用日7日前までに公共施設利用予約システムにより団体を取り消す。
- ※変更期限を過ぎた取消しや雨等で使用できなかった場合は、スポーツ課に連絡

